

TOPICS ①

障害者権利条約の批准に向けて

平野 裕二 (ARC代表)

2007年9月28日、日本は障害のある人の権利に関する条約（障害者権利条約）への署名を行なった。これにより、将来的な批准に向けて国内法の検討を進めること、批准前の段階でも条約の趣旨に反する行為は行なわないことを宣言したことになり、評価できる（ただし、障害者権利委員会への個人通報手続等について定めた選択議定書には署名しておらず、さらに働きかけを要する）。

この条約は、教育・福祉の分野に留まらず、健常者中心の日本の社会のあり方そのものに大きな転換を迫る条約である。条約の実施にかかわる国内法・政策・実施体制について、とくに障害者差別禁止法の制定を念頭に置きながら、十分な検討を進めることが求められる。

外務省仮訳の問題点

今後の検討は主として外務省仮訳にもとづいて進められていくことになると思われるが、この訳にはきわめて問題が多い。川島聡・長瀬修による2007年3月29日付仮訳も参照しつつ、まずは条約の日本語訳について正確を期すことが必要である。「児童」「女子」「相当な（生活水準）」といった従来からの不適切な訳語を踏襲している問題はとりあえず措き、それ以外の重要な問題を2点に分けて指摘しておく。

(1) 条約のキーワードに適切な訳語があてられていない

そもそも「障害のある人」(persons with disabilities)を一貫して「障害者」としているのは、これがdisabled persons等とは区別して採用された文言であることを踏まえれば、ふさわしくない。6～7条では「障害のある女性（児童）」という訳語を用いているのであり、同様に「障害のある人」とすべきである。

また、「インクルージョン」(inclusion)は「(社会に)受け入れられること」などと訳されている。これでは、障害の有無にかかわらずすべての人々がともに生きていけるよう、社会のあり方を根本から見直していかなければならないというニュアンスが、十分に伝わらない。「インクルーシブな教育制度」を「障害者を包容する教育制度」と限定的に訳している(24条1項)のも、明らかな誤りと言えよう。他方、24条(教育)などで用いられている「包容(される/する)」という訳は、上述のようなインクルージョン概念を前提とする旨が明確にされるのであれば、採用を検討してもよいと思われる。

また、「アクセシブル」(accessible)は多くの箇所ですべて「利用可能な」「利用することができること」などと訳されている。available(利用可能・入手可能)との区別を踏まえ、

NEWSLETTER No.90 CONTENTS

TOPICS

- 障害者権利条約の批准に向けて /1
- 18歳・成人選挙権2010年までに法案提出 /3
- 特集 子どもの権利条約フォーラム in ながの**
- 僕らのフォーラム—子ども実行委員会レポート /4
- シンポジウム「こんなまちにすみたい」 /5
- 茅野市CHUKOらんどチノチノ /6
- みんなちがうだね(第5分科会) /7
- 子ども達と身近で遊べる場をつくろう(第9分科会) /7

- アフリカの小さな国(第10分科会) /8
- 子ども支援力をUPする(第13分科会) /8
- 参加者から /9
- 長野の子どもの思いと“試験の壁” /10

連載 子どもの権利条例制定の最新動向

- 豊田子ども条例 /10
- 小金井市 /11
- その他の自治体の最新動向 /11

イベント報告

- ファシリテーター入門ワークショップ2007 /12

「アクセス」という語に含まれる積極的なニュアンスを活かすためにも、「アクセス可能な」「アクセスできること」などとすべきであろう。現に30条（文化的な生活等）では「アクセスを享受する」などの訳が用いられている。また、一般適用条項でaccessibilityを「施設及びサービスの利用を可能にすること」（3条(f)）、「施設及びサービスの利用可能性」（9条）と訳しているのはあまりにも限定的であり、不適切である。

「差別の禁止」（non-discrimination）も条約の重要な原則のひとつだが、外務省仮訳は「差別されないこと」としている（3条(b)・5条）。あたかも他人事のようにであり、この国際法上の大原則について政府・国会・裁判所が法的な責任を負っていることが明確ではない。一般に「非差別」と訳されることが多いが、やはり「差別の禁止」がもっともふさわしいだろう。

障害のある女性の「エンパワーメント」について、「自律的な意思決定力」としている箇所（6条2項）も疑問が残る。「地位向上」（ミレニアム開発目標の外務省訳）よりはむしろ、ユネスコ等が社会変革に連なる概念としてこれを用いていることを踏まえれば、再考が求められよう。16条（暴力・虐待等からの自由）等で「ジェンダー」を「性別」と訳しているのも、ジェンダー概念の発展を踏まえれば適切とは思われない。「ユニバーサルデザイン」「リハビリテーション」「プライバシー」等と同様、原語をカタカナで表記することが適切な場合にはそうすべきであろう。

(2) 明らかな誤訳・不適切な訳が少なくない

条約では一般原則のひとつに「差異の尊重、並びに人間の多様性及び人間性の一部としての障害の受容」が挙げられているが（3条(d)）、外務省訳ではこれが「人間の多様性及び人間性の一部として、障害者の差異を尊重し、及び障害者を受け入れること」とされている。ここで尊重されるべきなのは障害の有無・程度を含む「差異」そのものであり、いわば「みんなちがって みんないい」（金子みすず）の精神が宣明されているのである。仏語正文を見ても、「障害者の差異」の尊重に限定する外務省仮訳は正確とは言えない。

また、「インテグリティ」（integrity）を「健全であること」と訳しているのは、苦し紛れにもほどがあると言えよう（17条）。身体的自由・安全（14条）、拷問等からの自由（15条）、暴力・虐待等からの自由（16条）に続く規定であること、起草過程では強制的治療・施設収容からの保護も盛りこまれていたことなどを踏まえれば、「不可侵性」が適切と思われる。中国語正文の「完整性」をそのまま用いたほうがまだましであろう。人種差別撤廃条約では、decentの訳語として従来の「門地」ではなく中国語正文の「世系」を採用した例もある。

live assistanceを「生活支援」としているのも明らかな誤訳である（20条(b)等）。仏語正文を見れば、これが「人又は動物による支援」であることは明らかになる。「物理的環境」（physical environment）を「自然環境」（9条1項）としているのも明らかな誤訳である。

living arrangementを「居住施設」としている（19条(a)・22条1項等）のも、これが自立生活等の概念も含めた

ものであることを踏まえれば不適切で、「居住様式」などとするべきであろう。「負担可能な（affordable）費用」を「妥当な費用」（20条等）としている点も、すべての障害者が必要なサービスを無理なく利用できなければならないという意味合いが捨象され、問題が大きい。「一般教育制度」（general education system）を「教育制度一般」としている（24条2項）のも、隔離・分離された環境ではなく「一般」の制度のもとで学習権が保障されなければならないという条約の趣旨を踏まえ、問題である。

訳し漏れも散見される。「親子関係」（23条1項）はparenthood and relationshipsで、「親子関係その他の人間関係」などとすべきである。「子の後見、養子縁組」（23条2項）とされている箇所では実際にはguardianship, wardship, trusteeship, adoptionと4つの制度が挙げられており、訳し分けが必要であろう。また、「ハビリテーションおよびリハビリテーション」が一貫して「リハビリテーション」とされている（26条）のは、きわめて不可解である。

批准に備えた実施体制の整備

なお、条約では実施のための中心的機関の指定、調整機関の設置の検討など実施体制の整備が義務づけられている（33条）。また、障害者にかかわる意思決定過程への障害児・者団体の積極的な参加を保障することも求められている（4条3項・33条3項等）。

その意味では、条約の日本語訳の検討段階から障害児・者団体の積極的な関与を得て、訳の見直しを進めることが必要とされよう。また、障害児関連の法律・政策の検討していくさいには、「障害のある子どもの権利」に関する国連・子どもの権利委員会の一般的意見9号、ユニセフ・イノチェンティ研究所『障害のある子どもの権利の促進』（Innocenti Digest No.13: Promoting the Rights of Children with Disabilities、2007年10月）等も参照することが求められる。拙速を避けつつ、しかし早期の批准に向けた議論が必要である。

◆障害者権利条約の外務省仮訳は

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/shomei32.html>を、川島・長瀬仮訳は

<http://www.normanet.ne.jp/~jdf/shiryo/convention/29March2007CRPDtranslation.html>を参照。

18歳成人・選挙権 2010年までに法案提出

—関係年齢全般の議論と政治教育の充実を—

菅 源太郎 (Rights代表理事)

国民投票法成立で検討開始

今年5月に成立・公布された国民投票法（日本国憲法の改正手続に関する法律）は、第3条で「日本国民で年齢満十八年以上の者は、国民投票の投票権を有する」と定め、附則第3条で本格施行される3年後（2010年5月）までに「年齢満十八年以上満二十年未満の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずる」と規定しています。

そこで内閣に各府省の事務次官らで構成される「年齢条項の見直しに関する検討委員会」（委員長・二橋正弘官房副長官）が公布と同時に設置され、直後に第1回会合が行われました。会合では（1）関係法令の間で対応やスケジュールに齟齬が生じないように関係府省間で十分連絡調整する、（2）各府省が検討対象法令の確定や必要な手順、スケジュール等を詰めることが確認されました。

その後、参議院選挙や安倍内閣退陣などをはさみ具体的な動きは見えていませんでしたが、第2回会合が11月に行われ、各府省が検討対象とする308法令（191法律、40政令、77府省令）を確認。法令を所管する府省ごとに検討会などで検討をすすめ、必要に応じて検討委員会と同幹事会（官房長らで構成）で連絡調整して、2009年秋の臨時国会または2010年の通常国会に関連法案を提出することを決めました。

法令は3つに大別

Rightsはこの状況を受けて11月9日に連絡調整を担当する内閣官房職員から説明を受けました。それによると308法令は（1）民法の「成年」に連動するもの（「成年」「成年者」を規定する国税徴収法や宅地建物取引業法など、逆に「未成年者」を規定する公認会計士法や競馬法など、法の趣旨から成人との連動がふさわしいもの）、（2）公職選挙法の選挙権年齢に連動するもの（「選挙権を有する者」を規定する裁判員法や地方教育行政法など、法の趣旨から選挙権との連動がふさわしいもの）、（3）民法や公選法と直接関係なく定められるもの（少年法・未成年者喫煙禁止法・未成年者飲酒禁止法・性同一性障害特例法など）に大別され、（1）と（2）が全体の8割程度を占めています。

今後の課題

私はこの動きについて次のような課題があると考えます。

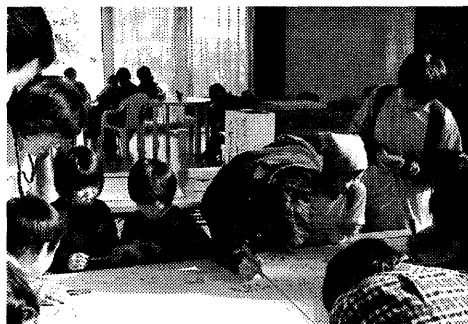
第1に今回の検討対象は満20歳および成人を基準とする法令に限定され、14歳（刑法の刑事責任年齢など）・15歳（労働基準法の児童の使用禁止）・16歳（民法の女性婚姻可能年齢・道路交通法の普通二輪免許など）・18歳（民法の男性婚姻可能年齢・労働基準法の深夜業の禁止など）・25歳（公職選挙法の被選挙権など）といった他の年齢を基準とする法令は直接の対象になっていません。民法制定（1896年）以来初の成人年齢引き下げや少年法に議論が及ぶことから、条約を踏まえた子どもから大人への年齢に応じた権利保障の観点で関係年齢全般を対象にすべきでしょう。

第2にこうした検討は関係官庁だけでなく対象となる10代・20代をはじめ市民と情報共有して広く議論することが求められます。法改正には与野党の合意が不可欠なので国会や各政党が特別委員会やプロジェクトチームといった議論の場を設けて世論を喚起することが重要です。総務省（公選法・国民投票法所管）と法務省（民法・少年法所管）をよる検討の行方を注視しながら、こうした働きかけを強めていきます。

第3に早ければ2010年の参議院選挙で選挙権が保障される可能性のある今の中学生世代にむけた実践的な政治教育の充実です。中学校・高校の教員、研究者、NPOなど多くの関係者が連携して教材やカリキュラムをつくるのが急がれます。

子どもの権利条約フォーラム2007 in ながの

—僕らにだって、言いたいことがある—



ホワイエでは「言いたいこと」メッセージコーナー



オープニング 足長剛勇太鼓



オープニング 表現活動「フィールド」のミュージカル

寒さに色増す鮮やかな紅葉が湖面に映る11月17日・18日の両日、長野県諏訪市文化センター・諏訪市公民館で、「子どもの権利条約フォーラム in ながの ～僕らにだって、言いたいことがある～」が賑やかに開催されました。子どもとおとなが手作りで創ったフォーラムには、長野県だけではなく全国からのべ650名にもものぼる参加がありました。初日は迫力ある太鼓演奏と子どもたちのミュージカルがオープニングをかざり、シンポジウムを中心に全体会がホールで行われました。二日目は、14の分科会で様々な人たちとの有意義な語らいと学び合いが繰り広げられ、最後の全体会は、このフォーラムのテーマ「僕らにだって、言いたいことがある」の集大成となりました。

僕らのフォーラム —子ども実行委員会レポート

子ども実行委員会は、5月の発足から今まで、みんなで悩み、笑いあいながら進めてられてきました。フォーラム当日は、全国の皆さんと共に、それぞれの想いを本音で語り合いました。当日までの様子や感想を子ども実行委員会から報告します。(サポーター・藤原)

【夏の合宿】

私は、合宿の感想をかきます。合宿は、お昼から始まりました。お昼は、最初にスーパーにかいにいきました。お昼ご飯と、夕飯と、朝ご飯と、お昼ご飯をかいしました。1日目のお昼ご飯は、お弁当を食べました。計画をして、私は、ポスターの絵を書いたけど、つかわれませんでした。そして、夕飯は、カレーでした。おいしかったです。その次の日は、パンをやいたりいろいろやいてたべました。そして、お昼ご飯は、流しそうめんをして食べました。おいしかったです。最後には、すいかわりをしてわたたのをたべました。おいしかったです。合宿はサイコウでした。(小4・宮下)

【第1分科会】

いじめについて掲示板に寄せられたコメントを紹介しながら

らみんなで話し合いました。全国から集った同世代のリアルな意見がいっぱい出て、めっちゃ刺激が多い時間でした？。意見の中で先生の対応について、学校・



社会への不満や要求なども出た。いじめにあって辛い思いをしている子がいます。学校に行きたくない子がいます。誰でもみんな悩みを持ってる。もっと子どもの話を聞いて下さい。

(高1・中沢)

【第2分科会】

ウチは分科会の準備の時、先生に対して「ウザイ」とか「ムカツク」って言うてるだけだった。でも、言うてる内に「先生もウチ等のコト考えてるんだな」って思えた。分科会当日も色んな考えの人がいて、すごい勉強になった。分科会で自分のコトが言えて気持ち的にも楽になった。フォーラム後の学校は、先生と何かあっても自分が悪かったら悪いって思えるようになったし、「先生も色々あるんだな」って冷静



に見れるようになった。この分科会で自分はずごく成長したと思う(笑) 色々な考えを知るコトもできたし最高だった!!
(高1・平出)

- ・(なんとなく) 他人についての理解が深まった事。
- ・今の教育について考える事が出来た事。
- ・ひたすら宮沢さん(サポーター)が、すべっていた事。
- ・みんなの記憶力が少々下がった事。
- ・おいしいクラッカーと紅茶が、あった事。(高1・宮坂)

「僕らにだって言いたいことがある」のテーマのとおり、実行委員の子どもたちからは大人が思わずハッとするような声か数多く出されました。私はミヤザワ発言＝諏訪の冬より寒い発言で対抗しました(笑)。(サポーター・宮沢)

最後に第一分科会で使われた掲示板に、みなさんの書き込みをお願いしたいと思います。また、子ども実行委員会のブログも見てみて下さい!! URLは下のとおりです。

■掲示板

ふみコミュニティ→投稿広場→学校…イジメについて
タイトル…「いじめ」について意見を聞かせて!!
投稿者…子ども実行委員会
<http://www.fumi23.com/to/>

■子ども実行委員会ブログ

上記の掲示板→No.2、No.15のURL
子どもの権利条約フォーラムinながの→子ども実行委員会
<http://maglog.jp/poralis/>

【フィナーレ「僕らにだって言いたいことがある」】

世の中や大人に対して言いたいことを持っている子どもに、それをみんなの前で発表してもらおうという企画でした。なかなか会場からの発言かでないなか、いじめられた経験のある人が一人ステージに上ってきて話してくれました。とても勇気がいることだと思ったし、凄く嬉しかったです。私も以前から大人に伝えたかった「子どもからいじめや悩みなどについて打ち明けられた時に、解決を急ぐにではなくまず話をよく聞いてほしい」ということを話しました。大勢の前で自分の意見を言えたことは自信につながったし、自分の意見に共感してくれる人がいたことはとても嬉しくて、感動しました。
(高1・祥子)

【ぼくが、実行委員会のお茶会で感じた事。】

- ・みんなの実感がほとんど無かった事。
- ・やたらと寒いギャグが出た事。

全体会シンポジウム

「こんなまちにすみたい」

—茅野市CHUKOらんどチノチノを創った子どもとおとな

半田 裕 (信州大学・チノチノ初代運営委員長)

今回のシンポジウムでCHUKOらんどチノチノについて当時は振り返って話す中で感じたことを書きたいと思います。

このチノチノ建設の中心となったのは中学生と高校生27人のこども建設委員会でした。本当に子どもたちが主体となり、第一回目の会議から大人たちに「話しづらいから出て行って欲しい」とのわがままを言っのスタート。会議の場にいる大人はサポートしてくれる設計士のみで、その中で僕たちは希望をとことん出し合いました。決まっているのはスペースだけ、何を作るのか、どんな配置にするのか、すべて自分たちで考えることができました。自分たちの居場所を自分たちでつくる、これはとても楽しいことでした。

半年の間建設委員会としての会議を重ね、完成させた設計図を持って市長に提言。そこで市長から「運営も自分たちでやってみないか」との一言。もちろんここまで関わってきて断る理由なんてなにもありません。こうして僕たちのチノチノは建設が始まり、同時に僕たちは利用規約を考えるためにまた集まることになりました。しかし、利用規約づくりは自分たちの好きなものだけ詰め込むことで完成する設計とくらべると大変な作業でした。自分たちの使いやすい施設にし、

また大人たちの信頼も得なければならぬい…考えなければならぬことはたくさんありました。そのために子ども運営委員会、そして大人ともたくさんの



意見を交換しました。また、チノチノ建設に対して誰もが賛成していたわけではなく「そんな不良のたまり場作ってどうするんだ」「学校に行かなくなるのでは」といった心配も地域からあがっていると大人サポート委員から聞かされました。サポートしてくれる大人たちは自分たちを決して子ども扱いしなかったし、このように建前ではなく本音を語ってくれました。だからこそ僕たちも大人たちを納得させるために必死に話し合うことができたのだと思います。きっと子どもたちが中心でなく、僕たちの意見が参考程度にしかならないような会議だったら僕たちはここまでの責任を感じることはなかったと思います。

今回のシンポジウムでは「子ども権利条約フォーラムなのにパネリストに大人しかいなくて残念だった」という意見がありました。僕も「子どもたちがやりたいのなら」子どもたち自身の参加によるパネルディスカッションがあればとてもよかったと思います。ただ、よくある「子ども〇〇」といったイベントには、「そこには主体である子どもたちが参加すべきだ」と大人は考え、子どもたちを参加させることに集中してしまい、そこに子どもたちのやる気や意志があるかどうかを、というよりはやりたくない、仕方ないから参加しているという彼らの気持ちを見逃しがちになることがあると思います。僕たちが大変だったチノチノの建設、運営を続けることができたのはダンスやバンドなどの理由の違いはあっても単純に「やりたい」という気持ちがあったからです。大切なのは子どもたちが自分の気持ち通りの行動をとれるかどうかだと思います。「子どもたちのための企画だから、君たちがやってごらん」という時に「意見を表明、表現してもいい」

という権利ではなく、まるで「表明、表現しなければならない」という義務であるかのようにならないように注意しなければならないなと感じました。

また、当時はあまり気がつかなかったのですが、大人たちのサポートは本当に大きかったのだなと思いました。当時の自分たちは本当に自分達为中心で動いていると感じていました。そしてこのように大人たちが僕たちには気がつかないようにサポートをしていたことは僕たちがやる気を出すために効果的だったのだと思います。大人からあれこれ言われてやるのではなく、自分たちでやっているんだということを感じることができる方がやる気を出して活動できると思います。

今回のフォーラムを通して、子どもたちには自分たちのやりたいこと、思いをどんどん周りに発信していいんだということを感じ、大人たちにはその子どもたちの主体性を保証しながらどうサポートして行ったらいいのかということが伝わっていただきたいと思います。

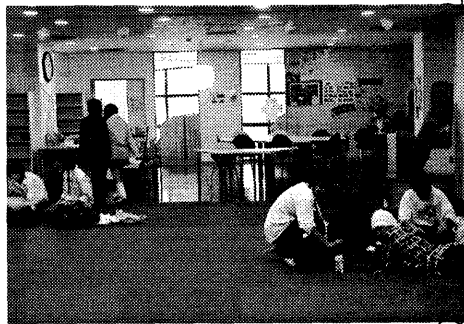
茅野市CHUKOらんどチノチノ（中高生広場）

茅野市では、市民と行政が手を取りあって、子育て・子育てを応援・支援していくための「どんぐりプラン（茅野市子ども・家庭応援計画）」を推進している。「CHUKOらんどチノチノ」は、その計画にもとづき、平成13年より、中高校生で構成された「子ども建設委員会」が、設計に関わり、平成14年4月にオープンした。施設は、茅野駅から直結したビル内にある。多目的ひろば・食堂・学習室・ダンス練習室・音楽室（2室・編集室）・クラフトルーム・会議室からなり、広々とした空間となっている。音楽室にはバンド機材が充実している。ダンス練習室は、鏡を備えたフローリングで、通路側から中が見えないようにとの子どもの意見から、すりガラスの壁になっている。が、一部透明ガラスなのは、おとな側からの申し出を若干取り入れた形とのこと。シャワー室があるのも、汗をかいた後さっぱりしたいという理由から。このように、子どもが自分たちの必要とする場所を一つひとつ考え、検討しながら、設計がされ、ルールも自分たちで創っていった。

オープン後も、毎年度10名程度が運営委員となり、自分たちの居場所を創り、運営している。おとなのサポート委員会は、子どもたちからの声かけによってのみ動く。年度毎の利用登録者数は800名程度。一日平均40～50名が出入りしている。施設内は、中高校生世代しか入れず、ゆったりとくつろいだり、自分のやりたいことを仲間とともに熱中してやっている。また、高校中退や無職の子どもたちにも利用されている。

オープンから6年。中高校生の間には口コミで広がり、定着してきている。しかし、おとなへの理解はまだまだで、本音では「行ってほしくない」学校教職員もいるようだ。担当者・職員は、子どもたちが経験し、育つことの意義をおとなに理解してもらえるように、学校や地域との連携をはかり、またOBたちが良い形でつながりながら、チノチノが継続していくことを目指している。そして、このチノチノに集ってくる子どもたちが、自分らしく、自分たちで決めて実行していけるよう、見守り、支援している。

（編集部 取材協力：茅野市学習企画課担当者・チノチノ職員）



みんながうんだね

—しょうがいのある子どもと地域でくらす

原田 正男 (この街福祉会)

この街福祉会は知的障害児(者)の通所授産、居宅介護支援、行動援護、デイサービス等々のサービス提供を行っている福祉団体です。障害のある人もない人も全ての人々が地域で支え合いながら、豊かで楽しい生活を送ることを保障される地域づくりを目指しております。

第5分科会は、大学生・専門学校生6名、養護学校関係者7名、福祉施設関係者6名、議員・行政関係者3名、保護者一般6名の計28名。多岐の分野より出席いただきまして大変嬉しく思います。

知的障害児の支援サポート、就労に係わるレポート報告より現状認識、支え合う方法の示唆があったように受け止められたのではと思います。

「この街支援センター・ぼっけのおうち」の担当者よりの報告レポート

知的障害児のタイムケア利用レスパイト、学童クラブ、ホームヘルプ、行動援護等の居場所づくりに徹し、フォローする中で見えてきたもの。意見表明、自己表現が出来ないので、信頼して理解出来るように待つ事の大切さ、焦ってはいけなと訴えました。

養護学校関係者及び卒業生の体験談の報告レポート

学校生活の中で、障害児同士でいじめ、差別はあり、年度

毎の入学時、転入時において差別というか、優越感という行動が見られ、共同生活を数年継続していく中で問題が解消していく。校外体験実習の時に、受入先現場を探すのに大変である。人物よりも先に障害という言葉だけで拒否されてしまう。対応を考えて頂けるところが少ない。

就職した卒業生の体験談(A)

数年間ホテルに勤めていたが、職場でのいじめ、仕事が遅いとか陰口がひどく、いたたまれなく退職、新たな就職が見つからないという現実。

体験談(B)

いやな体験談は発表したくない。今日やっと分科会に顔を出すことが出来た。先生がカバーされた。

[現在(A)(B)両名は、NPOハケ岳福祉農園で元気に明るく働いているとの事です]

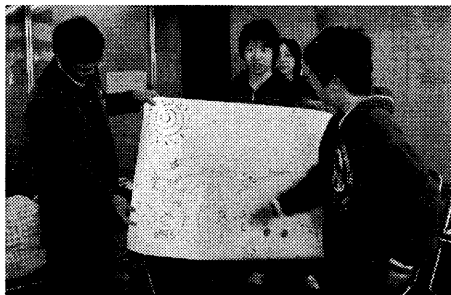
子どもの権利条約の4本柱は勿論のこと、知的障害児は意見表明権が乏しい点を充分に理解しておく事が重要であると思う。体験談発表の(A)(B)の現実に感涙を覚え「ありがとう」と感想の述べた参加者の声・・・知的障害児(者)と地域で暮らす、安心して働くという事をどうすれば出来るかと考え直す分科会であったと思います。

第9分科会

子ども達と身近で遊べる場をつくろう

—公園とプレーパーク

堀川 明 (信州はちどりねっと沸〜く)



私の子どもの通う保育園で「遊び」の問題を取り上げていたことがきっかけとなり「自由に遊べる場が欲しいな」とあちこち探し始めていたのが1年前。勉強

のつもりで気楽な気持ちで分科会を引き受けましたが、「遊び場づくり」といっても何か会を持っているわけでもなく、たった一人での取り組みになりました。

最初の問いかけとして「子どもの外遊びがイベント化してないだろうか。自然体験型の遊びがあるけれど、どれも親がその場所まで連れて行かなくてはならないようなもので「日常の遊び」とは違うのではないだろうか」があり、分科会のテーマは「子ども達の身近で自由に遊べる遊び場をつくろう」中身は、大人と子どもと一緒に遊べる遊びについて考え、そして一緒に遊べる「夢の遊び場」を描いてみる。そんな企画でスタートしました。

準備を進めていくうちに、遊びのことを話すのに堅苦しくしていたらいけないなと「道化になって司会をしよう」と思いつきました。さすがに「にわか道化」なので衣装だけでし

たが、いざ始まってみると誤算ばかりでしたが、実行委員の方や講師の方々に助けていただいたおかげで楽しい時間になりました。最終的にはとてもすばらしい「夢の遊び場」を描くことができました。

当初の企画では、トーク中心の時間を考えていましたが結果的にトークより遊び中心の時間が多くなりました。しかし参加した皆さんの描いた「夢の遊び場」を見ていたら、これ

で良かったのかなと思います。大人と子どもと一緒に遊んで、一緒にひとつの夢の遊び場を描いた時間。私自身、権利条約とは直接結びつかないと思っていた分科会でしたが、「夢の遊び場を描く」プロセスに権利条約の目指す大人と子どもの関係が描かれていたのかもしれないと今になって思えます。

第10分科会

アフリカの小さな国

—マラウイの村の子どもたち

齋藤 えりか (ボランティア専門学校海外派遣員)

私は、去年から大学を休学して、アフリカの小国マラウイで8ヶ月間、NGOのもとエイズ対策ボランティアを行ってきました。そこで、私が見てきた貧しい村の子どもたちの生活や、生きる大変さを日本の子どもたちに伝えたい、知ってもらいたい、そこから彼らが守られている人権について考えてもらいたい、という主旨でこの分科会を行いました。

みなさんは、マラウイという国を聞いてどんなイメージを持ちますか？動物がたくさんいる、一年中暑い、などのイメージがあると思います。でも実際は、ゾウやキリンなどの動物は国立公園にしかなく、日常全く見られません。5~8月あたりの夜は、子どもたちが亡くなってしまうほど寒いです。分科会では、参加者の方がそれぞれ抱えているアフリカのイメージと実態を比較してみました。マラウイの実態にみなさんとても驚いていました。

その後、水も電気もない私の暮らし、マラウイの教育制度、井戸から水の入った重たいバケツを頭にのせて運ぶことから始まる子どもたちの1日、2000人もの子がいる学校の様子などを写真や映像を通して紹介し、伝統のゲームや捨て

られるものから工夫して作られる玩具、学校で使用しているノート、人々が使っている布など、実際マラウイから持ってきたものを見て触って、遊んでみました。



そして、学校に行きたくても働かなければならない、十分食料や栄養を得られない、大人になるまで生きられない子どもたちの現状を踏まえて、彼らの抱える問題を探っていきました。

参加者からは、「工夫された玩具に感心した」「同じ遊びや歌があることに親近感をもった」という声や、「映像などがたくさんあったからわかりやすかった」などという子どもたちの声があった一方、「具体的にどの条約なのか」など、権利条約に結び付けてもっと深く解説してほしいという大人の声もありました。こういった一人一人の声を参考にして、これからも多くの人にマラウイのことを伝えていきたいです。

第13分科会

子ども支援力をUPする

—受けそこねた大人のための性の学習講座

竹内 未希代 (性教育・人権ネットワーク)

私たちは、性の健康と安全を守る力ー自尊感情を立ち上げる講演やワークショップを「地域と家庭と学校」を対象に、長野県、関西、中京、関東圏で活動している団体です。

この分科会は、03年フォーラム（兵庫県川西市）での子どもの発言に答える試みのひとつです。

「まわりの子たちの代わりに私が言います。大人はするい。卑怯だ。子どもが無知なままにすごく危険なことをしているのに、知らん顔している。危ないことは危ないって、言って

ほしい。ふざけた言い方でなく真剣に性のことを話してほしい。大人はダサいし、ウザいし、うっとおしい。大人ががんばって話しても、子どもは素直に聞かないだろうし、反発するかもしれない。それでも大人はあきらめなくて語り続けてほしい。だって大人なんだから」

これは同じパネリストとして対話した翼さん（当時高校3年生）の発言です。子どもからの直球は、ずしんときました。「大人の責務」ー 6条の条文がより具体性をもって立ち上が

ってきました。「思春期の発達を支える大人を増やそう」。あれから4年間。翼さんの発言は私の背中を押し続けています。

参加者の感想から ①SEXに対する男性の考えかたや、お母さん方が性教育など悩みながら子育てしていることがわかってよかった。(学生) ②男性と女性の身体の違い、本能的なものとあとから書き込む理性的な関係をきちんと学習しているか、していないか、これは大変な違いだ。瞬時に行う性の自己決定を左右する。(学生) ③性教育でも、子どもの力を

信頼することが大切だと改めて考えました。自分の子どもだけでなく、地域のTEEN全体の力になりたいと思いました。(チャイルドライン関係者) ④性について暖かい気持ちで、子どもに毎日毎日口うるさく伝えていきたい。⑤自分なりの子どもとの付き合い方がわかりました。もう迷いません。⑥これからだって遅くないさ。⑦第2の誕生に向かう子ども達の、健気に大人に向かって成長してゆく道筋にじんときました(保護者) ⑧仕事のなかで思春期向けの事業だけがすっぽり抜けていることに気がつきました。(保健師)

参加者から

私にとって今回は滋賀以来の参加となり長野や全国の子どもと会って話したいという強い思いがありました。片道4時間半という長い時間の間はどんな子どもがいるんだろうという期待半分不安半分で抱えていました。会場に着き中に入っただけでしばらくするとシンポジウムが始まりました。机には名前と一緒にその人の肩書も書いてありとても驚きました。大人しかでないのかな？途中で子どもが出てくるのかな？前半はとても難しい話をしかも長々と喋りすぎじゃないのかな？期待して来ていた分不満は募ります。一緒に来ていた小学生は飽きて出ていってしまいました。本来なら子どもが分かるように子ども中心に進めるべきではないのか。誰の為のシンポジウムなのか。憤りを隠せずアンケート用紙に沢山の厳しい意見を書きました。そしてアンケート内容とは違う内容で意見を求められたのに溜まっていた不満を吐き出しました。自分が意見を直接言うとは思ってもなくその場の怒りにまかせて喋りました。アンケート用紙に記入した事の答えを話してもらいたいと思い喋りましたが納得のいく答えはもらえませんでした。「反省しなければならない点です」と説明をされてもなんでもっと前から会場に子どもがいる必要があると考えてもらえなかったんだろう？結果不満ばかり残り終わってしまった事は仕方がないと自分の中で消化するのに時間がかかりました。来年の三重でのフォーラムはもっと子どもの姿が見れ子ども主体のフォーラムになってほしい、そんな風に思います。(川西市子どもねっと)

今回、初めて、子どもの権利条約フォーラムに参加しました。フォーラムは2日間に渡り、初日はオープニングと全体会、二日目分科会、リレートーク、『僕らにだって、言いたいことがある』という内容でした。

オープニングでは、迫力ある太鼓演奏と子どもたちによるミュージカルで楽しませていただきました。どちらも素晴らしいステージでした。初日はそれ以降、舞台の上で子どもの姿をみることができず、少し残念でした。しかし、CHUKOらんどチノチノという施設に関するお話を聞き、子どもの居場所が保障されていることを知り、とても嬉しかったです。

二日目の分科会では「子ども達の身近で自由に遊べる場をつくらう公園とプレーパーク」というテーマで、大人と子どもと一緒に、『夢の公園』の絵を描きました。子どものための公園を考えていたのに、子どもから「大人も遊べるよう

に」という意見が出たことに驚きました。完成した公園は本当に楽しそうな、夢のような公園でした。

最後の、『僕らにだって言いたいことがある』では、子ども委員が中心になり、子どもから大人へ、メッセージを伝えました。「こんな大人が好き」、「こんな事は嫌だ」といった内容で、途中、目頭が熱くなる場面もありました。どんなに小さな意見でも、世界中の子どもたちが安心して生きられるように、大切にしなければいけないと思います。

僕は、このフォーラムを通して、新しい人々と出会い、たくさんのことを学びました。これからの自分の活動に活かし、日本が子どもの権利を守ることとで有名な国になるよう広めていきたいと思っています。

諏訪も、これをきっかけに少しずつでも、子どもの声が大きくなっていくでしょう。(川崎市子ども会議サポーター)

初参加だった私にとって、この権利条約フォーラムはとても刺激のあるもので、机上と現場の差を再認識させられる意義のあるものだった。印象に残ったのは二つ。一つは初日のシンポジウムでのおとなの進行に、子ども参加では諏訪より進んでいる地域の子どものから、おとな中心のフォーラムではないかという指摘があった場面。いるべき場所でやるべきことをさせたいおとなの姿が露呈されたと同時に、子どもの権利尊重の本質に対する認識の甘さが見え隠れした。条約を根付かせることは一朝一夕でできるものではなく、権利の意識は体感することでしか本質的理解はなかなかえられない。しかし、圧巻は二つ目。二日目、実行委員が会場からの意見が出ない中、自らの奮闘によりわずかだが会場にいた子ども達が参加しようと変わってきた姿。初日と比べるとたった一日で随分たくましくなった実行委員の子ども達にも賞賛したいが、あの状況で救いの手を伸ばすことをしなかったおとな側の成長が一番の収穫であろう。フィナーレは大きな感動で終わったが、初日に別の地域の子どものから出た指摘、それを素直に吸収し条約に必死で向き合おうとした諏訪の人々があって生まれた感動といえる。諏訪発展の起爆剤に他地域の子どもの力が生きたと考えると全国フォーラムとして大成功と言え、またスタートを切った諏訪の条約普及は前途多難かもしれないが、きつとうまくいくと思わせる力を感じさせものがあつた。(早稲田大学学生)

—長野の子どもの思いと“試験の壁”

喜多 明人 (早稲田大学教授)

フォーラム1日目

長野の子どもたちはどこに？

“みんなでシンポジウム「こんなまちに住みたい」」が開催された。茅野市に中高生の居場所として設置された「CHUKOらんどチノチノ」の設立のプロセスが紹介されていた。そのなかで、当時高校生として建設から携わり、初代運営委員長をつとめた若者がこう発言した。「これまで茅野市に住んでいるという実感はなかったが、チノチノの運営に参加したことで“自分たちのまち”という気持ちが生まれ、いつかは戻って来たいまちと思えるようになった」と。

ただ、残念なことに、フォーラム実行委員の子どもを除くと現役の子どもたちの参加がなかったことは残念であった。長野の子どもと交流を楽しみにしていた川西や川崎の子どもや若者から、子どもの参加がないことについて批判が相次いだ。が、地元の事情としては、運悪く二日後に県立高校の一斉の試験があり、試験優先で参加できなかったようだ。実行委員会の子どもも、一日目の夜に、参加した学生が“にわか家庭教師”になり、試験勉強。さすが「教育県ながの」を垣間見た思いであった。

今回は、他地域の子どもとの交流がほとんどできなかったことはとても残念ではあるが、二日目の午後に、子ども実行委員企画で「僕らにだって、言いたいことがある」の中で、いじめを受けた子どもから苦しい胸のうちが打ち明けられた。

フォーラム2日目

いじめをおとなだけで議論しないで！

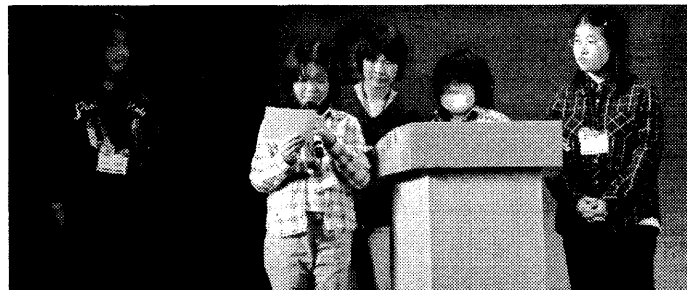
「わたしがいじめられていることについて相談すると、おとなはすぐ解決しようと動こうとする。それはありがたいけれどやめてほしい。わたしはそんなことを望んでいない。話すことで気持ちを楽にしたいだけです。先生がいじめた子を指導したり、話し合いをもったりするけれど、かえってい

めがひどくなるだけ。」

「いじめを受けて不登校をしたときに、まわりのおとなが理解してくれなくてつらかった。おとうさん、おかあさんも理解してくれなくて苦しかった。最近おかあさんが理解してくれるようになり、わたしにも笑いがもどった。」

「分科会でいじめについて話し合ったが、子どもたちがいるのに、子どもはそっちのけでおとなだけで議論していた。いじめは子どもの問題なのだから子どもの意見も聞いてほしい。」

これらの発言を受けて、会場からは、「きょうは、皆さんの気持ちを聞くことが出来て、ほんとうに来てよかったと思います」と涙ぐむお母さんの発言も。ただし、当の子どもたちから「学校でこのフォーラムのチラシを配布することを断られた」と不満も出た。この子どもたちの思いを学校の先生が聞いてくれなかったことはとても残念。



最後の全体会では参加した子どもの「言いたいこと」を発表



フィナーレには会場にいる子どもたち全員がステージに上がり、フォーラム成功を祝う

連載 子どもの権利条例制定の最新動向

豊田市子ども条例

大村 恵 (愛知教育大学)

2007年10月1日、豊田市議会において、全会一致で「豊田市子ども条例」が可決成立しました。豊田市では、2005年2月に策定された次世代育成支援行動計画（とよた子どもスマイルプラン）において、「（仮称）とよた子ども条

例の制定」が重点事業として位置づけられました。次世代育成支援対策推進法が2015年までの時限立法であるのに対し、自治体として継続的で体系的な子ども施策の指針を制度化することが求められたためです。2005年9月に次世代育

成支援推進協議会の専門部会として子ども条例検討部会が設置され、10名（2007年6月に弁護士を加えた11名）の委員が意識調査の検討やヒアリング等を重ねて条例の検討作業を進めました。

同時に、2005年11月には「子ども条例検討部会・子ども委員」が公募され、追加応募と合わせて40人の中高生が集まりました。子ども委員は12月よりワークショップを開始し、2006年7～8月には豊田市内全26中学校区において地域子ども会議を主催して計470名の子どもと議論し、それをもとに10月にとよた子ども市議会を開催して市長・教育長をはじめとする市担当者との意見交換を行いました。

これらの議論と2回のパブリックコメントを踏まえて条例案の起草作業を進め、2007年3月には素案を公表してパブリックコメントを実施し、6～7月に全26中学校区で「子どもにやさしいまちづくり懇談会」を開催して修正案を中心とした子ども施策についての意見交換を行って条例案の検討を重ねました。

豊田市子ども条例は、前文と全30条および附則によって

構成され、いわゆる子どもの権利の総合条例としての性格を持っています。その特徴の一つは、子ども委員からの「大人からしてもらうこと、守ってもらうことだけでなく、子どもがやらなくちゃいけないことを入れたい」「子どもが主語の条例にしてほしい」という意見を取り入れ、特に「子どもの権利と責任（第4条）」において、自分の権利を大切にしよう努めなければならないこと、他者の権利を尊重しよう努めること、お互いの権利を尊重し合うことができる力を身に付けるために必要な支援を受けることができることを定めていることです。

また、保護者や子どもの育ち学ぶ施設の職員への支援、子どもにやさしいまちづくりのための「子ども会議」の設置、権利の侵害に対する救済と回復のための「子どもの権利擁護委員」の設置、総合的かつ計画的に進めるための「子ども総合計画」の策定、「子どもにやさしいまちづくり推進会議」の設置および子ども会議代表者の参加などを定めています。2008年には条例に基づいて「子どもの権利相談室」の開設が予定されています。

小金井市

条例提案を渉る市長に陳情採択へ

林 倫子／片山 薫（つくろう！子どもの権利条例の会）

12月10日の小金井市議会厚生文教委員会に、子どもの権利条例の答申が1年8ヶ月も経ちながら議会に提案されない理由と、1年以上もパブリックコメントに対する市の見解が示されない理由、「子どもの責務・責任」についての調査研究をしていればその内容を明らかにすることを求める陳情を提出し、審議が行われました。

稲葉・小金井市長は、これまで「子どもにも責務が必要である」「自分の考えが答申に反映されていない」としてきましたので、責務や市長の考え方について具体的な答弁を求め

ましたが、相変わらず具体的な考え方は出されませんでした。一部の議員にも「子どもの権利条約」や「小金井市子どもの権利条例（案）」についての見識の浅さが見受けられました。

それでも、子どもが関わった前文部分については、「よくできている。変えるつもりはない」との市長答弁があったので、前文の内容と、市長が入れたがっている「子どもの責務」や「いじめ防止規定」との整合性などに注目しながら、今後の推移を見守りたいと思います。

▶ その他の自治体の最新動向 ▶▶▶▶

【今年制定された条例】

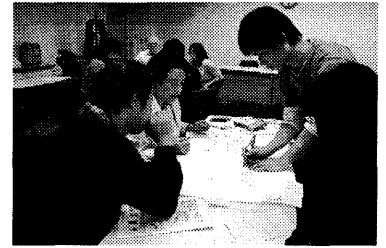
- 岐阜県「安心して子どもを生み育てることができる岐阜県づくり条例」（3月20日施行）
- 愛知県「少子化対策推進条例」（4月1日施行）
- 佐賀県佐賀市「未来を託す子どもを育むための大人の役割に関する条例」（9月全会一致可決）
- 神奈川県「子ども・子育て支援推進条例」（10月1日施行）
- 山口県「子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例」（10月1日施行）
- 愛知県豊田市「子ども条例」（10月1日原案可決）
- 大阪府大東市「子ども基本条例」（10月1日施行）
- 熊本県「子ども輝き条例」（10月3日施行）

【今年度内に制定の動き】

- 和歌山県「子どもを虐待から守る条例（仮称）」（2008年2月議会提案予定）
- 長崎県「子ども条例（仮称）」（検討委員会開催中、当初2008年4月施行を目指すが延期へ）
- 愛知県名古屋市「子ども条例」（11月21日検討会が提言提出）
- 東京都国分寺市「子どもの権利に関する条例」（8月31日に市民ワークショップが報告書提出）
- 新潟県上越市「子どもの権利に関する条例」（11月30日に条例検討委員会が最終報告書提出）

（編集部）

ファシリテーター入門 ワークショップ2007 報告



10月27日(土)、早稲田大学にて、ファシリテーター入門ワークショップ2007を開催しました。10代~70代の幅広い年齢層の7名が参加し、子どもの権利について深めるとともに、子ども参加の意義やファシリテーターの役割について、参加者同士で意見交換を行いました。

生憎の大雨の中集まった参加者と、まずは自己紹介。呼ばれたい名前・主な活動・活動上の悩み・セミナーへの期待をそれぞれ紹介しました。大学生、親子支援に従事している人、ガールスカウト、母子生活支援に関わっている人、実際にファシリテーターを行っている人、高校の先生など、参加者の活動領域は様々でした。もっとお互いを知るため、アクティビティ「部屋の4隅」も行いました。このアクティビティは、質問者が一つの質問に対して、部屋の4隅に質問の答えを割り振り、参加者は4つの回答のうち、自分の考えと一番近い場所へ移動するものです。「子ども参加って必要だと思う？」という問いには、参加者それぞれが、自らの活動の中で感じている葛藤や、希望、目標に絡めて様々なお話をしてくださりました。参加者がそう多くもなかったため、自己紹介も「部屋の4隅」も、一人ひとりゆっくりとお話を聴くことができ、場の雰囲気は和んだところで、「子ども参加」に必要な視点をみんなで考えてみるようになりました。

アクティビティ「この子の願い」を通し、子どもの権利の4つの柱「生存」「発達」「保護」「参加」について学び、「子ども」に向き合う際に心がけること、子ども自身の声を聞くことの大切さについて意見を出し合いました。その後、権利とは特別なものでも難しいものでもなく、Right=当たり前のことであり、子どもだけでなく、私たちおとなにとっても必要なものであると説明がありました。ま

た、子どもの権利条約の出来た背景、「子ども参加のはしご」などの紹介があり、午前中が終了しました。

午後は、お昼を食べてのんびりしていたので、まずはアイスブレイキングでウォームアップ。「見えないキャッチボール」、「ヒューマンチェーン」、「ウォーキング」について、それぞれのバリエーション、どんな場面で使えるかが紹介されました。また、参加者から、権利に結びつけたアイスブレイキングを、というリクエストもあり、「シールで仲間づくり」「一番〇〇な人」などが紹介されました。紹介されたアイスブレイキングを実際に体験し、参加者の中には、持ち帰ってやってみよう、と言っている方もいらっしゃいました。

十分にウォームアップが済んだところで、午前中の問いでもあった、「子ども参加って必要？」について、なぜ子ども参加が必要だと思うか、子ども参加によって子どもに身につけてもらいたい力・伸ばしたい力とは何か、ファシリテーターとしてできること・必要な力とは何か、そのために自分は何ができるのか、について、4人のグループで意見交換を行いました。活動領域も年代も違ったメンバーで話す機会がそう多くないせいか、それぞれが、それぞれの意見を新鮮に受け止めているようでした。子ども参加のメリット・デメリットも出し合われ、子ども参加のファシリテーターの役割はデメリットを減らして、メリットを増やしていくことではないか、との意見も出されました。

時間いっぱい意見交換がなされ、ふりかえりとまとめをし、質問を受け、今回のファシリテーター入門ワークショップ2007は終了しました。

参加者からは、様々な現場・団体の人と交流できてよかった、新しいことを学べたという声が寄せられました。(運営委員 長谷部)

<お知らせ> ニュースレターバックナンバー ウェブサイトにアップしました

ニュースレター「子どもの権利条約」バックナンバーをウェブサイトにて3年前の№77(2004年12月20日)までアップしました。創刊した1991年からの条約と子どもの権利に関する国内外の動向が誌面から蘇ってきます。PDFファイルでダウンロードできるのでご利用ください。

<http://www.ncrc.jp/archives/newsletter/>

<編集後記> 私は最近、「NPO芸術家と子どもたち」がコーディネートする「子どものアートワークショップ」に関わっている。アートの鑑賞ではなく、アーティストと子どもが出会うワークショップである。ダンサー、美術家、ミュージシャン...アーティストたちは、必ずしも「子ども好き」ではない。そして子どもに「何かをしてあげよう」とは、ほとんど思っていないようだ。アーティスト自身が、その出会いを楽しみ、そこでアートを創り出していくのだ。だから、子どもたちは、答えを求められない自由な空気の中で、自ら参加し、創作し、表現していくことができる。子どもとアーティスト(おとな)の向き合い方がおもしろい。気負いも遠慮もいらないと居心地が良いのだ。

アートワークショップで知り合った、ある現代美術家は「もちつもたれつ」の関係を大切にしていた。年齢や立場や感性の違うことが当たり前で、そんな様々な人々が、自分らしく、「創っていく楽しみ」を共有しながら、つながっていく。私はすてきなパートナーシップだと思う。ながのフォーラム実行委員の子どもとおとなが、フォーラムを準備しながら「とにかく、楽しく!」を合言葉にしていたのは、そういうことだったのだろう(N.K)

「子どもの権利条約」№90

2007年12月15日発行

★発行(季刊・年4回)

子どもの権利条約ネットワーク

Network for the Convention on the Rights of the Child

〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-6-1

TEL&FAX 03-3724-5650

Eメール info@ncrc.jp

ホームページ <http://www.ncrc.jp/>

★発行人 喜多明人

★編集人 岸畑直美

★年会費 5000円 学生 3000円

18歳未満 1000円

定期購読 4000円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷 (株)第一プリント